

時間外労働及び休日労働に関する協定書

国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）及びその箕面地区における過半数代表者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条の規定に基づき、大学が大学に勤務する者（以下「職員」という。）に対して命じる法定労働時間を超える勤務（以下「時間外労働」という。）又は法定休日における勤務（以下「休日労働」という。）について、次のとおり協定する。

（時間外労働又は休日労働を命じうる場合等）

第1条 大学は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対して、時間外労働又は休日労働を命じることができる。時間外労働又は休日労働を命じられた職員は、正当な理由がある場合を除き、その命に従わなければならない。

- 一 入学試験等の実施により、業務量が一時的に増加するとき。
- 二 各種の行事又は会議等の準備により、業務量が一時的に増加するとき。
- 三 突発的な事故の発生等により、業務量が一時的に増加するとき。
- 四 災害又は災害発生の恐れがあり、必要な作業を行うとき。
- 五 施設の管理又は補修を行うため、必要な作業を行うとき。
- 六 その他、前各号に準ずる業務上の必要があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、妊娠中又は産後1年を経過しない職員が請求したときは、時間外労働及び休日労働を命じない。

3 前項に定める場合のほか、小学校就学の始期に達するまでの子の養育、又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第4号に定める対象家族の介護を行う職員であって、次の各号のいずれにも該当しない者が、当該子の養育又は当該対象家族の介護のために請求したときは、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働を命じないものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

- 一 継続勤務期間が1年に満たない者
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の者

4 職員のうち、その所定労働時間が大学に常時勤務する者より短いものについては、第1項の規定にかかわらず、大学は、可能な限り時間外労働又は休日労働を命じないよう努めるものとする。

（職員への通知）

第2条 前条第1項の規定により、大学が職員に対して時間外労働又は休日労働を命じる場合には、事前にその旨を当該職員に通知する。ただし、緊急やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項本文の通知は、原則として、時間外労働については4時間前に、休日労働については前日の正午までに、これを行うものとする。

(時間外労働及び休日労働に関する原則)

第3条 この協定により延長することができる時間(時間外労働の時間数)は、1日につき8時間、

1か月につき45時間及び1年につき360時間を限度とする。

2 この協定により労働させることができる法定休日(休日労働の日数)は、4週につき2日を限度とする。

(時間外労働に関する特例)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、第1条第1項各号に掲げる場合であって、緊急その他やむを得ない臨時の事由により、1か月につき45時間の限度を超えて職員に時間外労働を行わせる必要があるときは、過半数代表者に対し書面又は電子媒体により通告等を行うとともに、該当する職員の健康等に配慮し、かつ、その同意を得た上で、1か月につき80時間及び1年につき450時間の範囲で時間外労働を命ずることができるものとする。

2 前項の規定により、1か月につき45時間の限度を超えて職員に時間外労働を命ずることができる期間は、1年度内において6月までとし、当該年度における時間外労働の時間が360時間を超えた者については、その翌月以降、1か月につき45時間の限度を超えて時間外労働を命じないものとする。ただし、いずれの場合においても、1日8時間の限度を超えて時間外労働を命ずることはない。

3 前2項の規定により、3か月を平均して1月あたりの時間外労働及び休日労働の時間数が45時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員については、医師による面接指導を受けるよう勧告するものとする。

4 前3項の規定により、職員に時間外労働を命じた場合における割増賃金率は、以下のとおりとする。

一 1か月につき45時間又は1年につき360時間を超える時間外労働(ただし、次号に掲げる場合を除く。) 125/100

二 1か月につき60時間を超える時間外労働 150/100

(準用等)

第5条 大学は、前2条に定める原則と特例の関係を十分に認識し、前条に定める特例による時間外労働が過長なものとならないよう、その周知徹底を図るものとする。

2 第1条第1項及び第2項並びに第2条の規定は、法定労働時間を超えない所定外労働(法内超勤)及び法定休日以外の所定休日における労働(法定外休日労働)について、これを準用する。

(疑義に関する協議)

第6条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合には、必要に応じ、協定の当事者間で協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間とする。

ただし、第4条第1項に定める時間外労働の特例については、必要に応じて再度協議を行うものとする。

平成23年3月29日

国立大学法人大阪大学 総長

鷲田 清一



同 箕面地区 過半数代表者

竹村 景子

